

病気、けがで休職中の生活をサポート

～傷病手当金、傷病手当金附加金の請求はお済みですか？～

支給要件

公務によらない「病気」または「けが」により、勤務することができなくなった日以後3日を経過した日（4日目）から支給します。

ただし、病気休暇や8割休職中は給料が支給されるため、通常、傷病手当金の支給が開始されるのは無給休職が開始したときからとなります。

支給日額

※標準報酬日額 × 2 / 3

※標準報酬日額は、「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の内平均額」×1 / 22（10円未満四捨五入）

支給期間

同一の「病気」または「けが」について、支給開始から通算して、傷病手当金は**1年6ヵ月**（結核性の病気の場合は3年）

傷病手当附加金は**傷病手当金の支給が満了した日の翌日以後6ヵ月**

※請求書は、一ヵ月ごとに、所属所（学校）を経て、提出してください。

障害年金を受給されている方へ

平成27年10月より在職中の方も障害年金を受給できるようになりました。このことにより、傷病手当金と同時に障害年金を受給される場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

また、遡って障害年金が支給された場合、傷病手当金の一部を返還していただくことがありますのでご承知おきください。

給付・保健グループ 017-734-9913

【関連情報：障害者手帳について】

心身の障害がある方（精神性疾患は、初診から6か月を経過している方）の申請に基づき交付され、所得税・住民税・自動車税の減免や交通機関の利用割引などの優遇措置があるほか、各種福祉サービスを受けることができます。

手帳には、「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」があり、申請手続きはいずれもお住まいの市町村の障害福祉担当窓口となります。

申請手続きや各種福祉サービスについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

なお、制度の詳細については、次の関係機関にお問い合わせすることもできます。

○身体障害者手帳：青森県障害者相談センター

弘前市下白銀町14-2 ☎0172-32-8437

○精神障害者保健福祉手帳：青森県立精神保健福祉センター

青森市三内字沢部353-92 ☎017-787-3951